同　國分　綾
広島家庭裁判所判事に補する
兼ねて広島地方裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　水橋　巖
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所萩支部勤務を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所萩支部勤務を命ずる
萩簡易裁判所判事に補する
萩簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　下山　誠
岡山家庭裁判所判事に補する
兼ねて岡山地方裁判所判事に補する
同　河端裕美子
岡山家庭裁判所判事に補する
岡山家庭裁判所津山支部勤務を命ずる
兼ねて岡山地方裁判所判事に補する
岡山地方裁判所津山支部勤務を命ずる
同　力元　慶雄
鳥取地方裁判所判事に補する
兼ねて鳥取家庭裁判所判事に補する
同　上田　瞳
鳥取地方裁判所判事に補する
鳥取地方裁判所米子支部勤務を命ずる
兼ねて鳥取家庭裁判所判事に補する
鳥取家庭裁判所米子支部勤務を命ずる
同　長谷川秀治
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
同　村上　典子
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　吉澤　暁子
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所飯塚支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所飯塚支部勤務を命ずる
飯塚簡易裁判所判事に補する
同　新海寿加子
福岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて福岡地方裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する

同　吉澤　邦和
福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所田川支部勤務を命ずる
兼ねて福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所田川支部勤務を命ずる
同　小川　暁
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所五島支部勤務を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所五島支部勤務を命ずる
同　佐々木　公
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所厳原支部勤務を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所厳原支部勤務を命ずる
兼ねて上県簡易裁判所判事に補する
同　大島　広規
大分地方裁判所判事に補する
兼ねて大分家庭裁判所判事に補する
同　河村　宜信　同　堀内　元城
熊本地方裁判所判事に補する
兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する（各通）　杉本　敏彦
同　小川　卓逸
鹿児島地方裁判所判事に補する
兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する
同　川尻恵理子
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所石垣支部勤務を命ずる
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所石垣支部勤務を命ずる
石垣簡易裁判所判事に補する
同　西尾　洋介
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所古川支部勤務を命ずる
兼ねて仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所古川支部勤務を命ずる
同　塚原　洋一
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所宮古支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡家庭裁判所宮古支部勤務を命ずる
同　木村　匡彦
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所遠野支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡家庭裁判所遠野支部勤務を命ずる
同　太田　雅之
秋田地方裁判所判事に補する
兼ねて秋田地方裁判所本荘支部勤務を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
兼ねて秋田家庭裁判所本荘支部勤務を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する
同　松村　一成
秋田地方裁判所判事に補する
秋田地方裁判所横手支部勤務を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
秋田家庭裁判所横手支部勤務を命ずる
横手簡易裁判所判事に補する
横手簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　伊東　智和
秋田地方裁判所判事に補する
秋田地方裁判所能代支部勤務を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
秋田家庭裁判所能代支部勤務を命ずる
同　大久保俊策
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　佐藤　隆幸
札幌家庭裁判所判事に補する
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
同　立野みすず
旭川地方裁判所判事に補する
兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する
同　本間明日香
高松地方裁判所判事に補する
兼ねて高松家庭裁判所判事に補する
同　鈴木　基之
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所大洲支部勤務を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所大洲支部勤務を命ずる（以上十月十六日）
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　向野　剛
福岡高等裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する（十月十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エチオピア国大統領ムラトゥ・テショメ・ウィルトゥ閣下の大統領就任につき、十月二十八日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月二十九日トルコ国の共和国創立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、電気通信産業労働組合から、賃金体系改定等の要求に関して、平成25年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（青森県、宮城県、福島県、東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年10月30日

厚生労働大臣　田村　憲久

別記

青　森　県　㈱ＮＴＴ東日本―青森
宮　城　県　東日本電信電話株式会社　宮城支店
㈱ＮＴＴファシリティーズ　東北支店
㈱ＮＴＴ東日本―宮城
福　島　県　㈱エヌ・ティ・ティ　エムイー
東日本電信電話株式会社　福島支店
㈱ＮＴＴ東日本―福島
東　京　都　東日本電信電話株式会社　本社
神奈川県　東日本電信電話株式会社コンシューマ事業推進本部神奈川センター

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年10月30日

北海道労働局長　羽毛田　守